

アドバイザー顧問 サービスのご案内

01 はじめに

人事労務に関する問題は下記のように多岐にわたっております。

職員の定着を促進
するために良い
方法はないか？

時間外労働・同一労働同一
賃金・年休取得義務化等の
対応はどうすればいいのか？

引継ぎをせずに
退職する職員を
どうすればよいか？

何度注意してもミス
をする職員を
どうしたら良いか？



病気で出勤できなく
なった職員を辞め
させてもよいか？

02 アドバイザリー顧問とは

多岐にわたる人事労務のお悩みに対して、「**労務の質問を専門家に聞いてみたい**」とお考えの機会が増えているのではと考えております。

けれども、法律や助成金制度は毎年のように改正され、Webで探してみても、何が正しいのか分からない、というのが現状ではないでしょうか。

アドバイザリー顧問は、そんなお悩みを解消するためのサービスになります。

【主なサービス内容】

- ・ 労務に関する相談、アドバイスの実施
- ・ 法改正に伴う最新の労務情勢に関する情報提供
- ・ 労務書式（※）のサンプル提供
（※ 就業規則をはじめとする規程類は含みません）

03 アドバイザリー顧問の特徴

アドバイザリー顧問とは、一般的な労務顧問を
「もっと気軽」「さらにリーズナブル」にしたサービスになります。

以下のような事業所様に特におすすめのサービスになります！



不定期ではあるが
労務に関する質問が
発生する事業所様



もっと気軽に労務に
関する質問ができたら
と思われている事業所様



できるだけリーズナブル
に確かな安心感を希望
されている事業所様

04 質問回答までの流れ

「アドバイザー顧問」の契約をいただいたお客様には、専用フォーム(WEB)のご案内をいたします。ご質問は、専用フォームにご入力・送信いただき、弊社からメール返信する形でのサービスを提供させていただきます。



労務にまつわる
疑問が発生



専用フォームに
質問事項を入力



メールで
2営業日以内（原則）
に回答が届く

※専任担当制ではありませんが、社労士が質問内容を確認し、的確にアドバイスいたします。

05 料金プラン

月額顧問料

3万円 (税別)

- ※・「アドバイザリー顧問」サービスは、最低1年からのご契約となり、1年ごとに契約更新を行わせていただきます。
- ・労務顧問とは異なり、職員数によって料金が変わることはありません。

05

アドバイザー顧問 に関するQ&A

Q 就業規則を新たに作成する場合や記載内容を変更する場合に、アドバイスをいただくことは可能でしょうか？

A 就業規則をすべて拝見してのアドバイスは実施致しませんが、オプション契約にて、現状の就業規則分析や見直し、新たな作成依頼をお受けすることは可能です。

Q メール以外での質問やご相談は可能ですか？

A 本サービスはメール対応をメインとしていますが、ご訪問による対面相談をご希望の場合、オプション契約にて（1回50,000円～）ご訪問させていただくことも可能です。また、電話での対応は受け付けておりません。

Q 個別性の高い質問やアドバイザー顧問では回答しにくい相談がある場合、どうすれば良いでしょうか？

A 必要に応じ従来の「労務顧問」サービスも含めた商品のご案内をさせていただきます。（1年ごとの契約更新の際、質問の内容や頻度などによってご提案をさせていただくことがございます。）

06 お問い合わせ

サービス内容の詳細等については、
下記までお気軽にお問い合わせください。



06-6868-1177 (受付時刻 9:00~17:30)



sr-toiawase@nkgr.co.jp